

文化審議会美術品補償制度部会の審査における確認事項

平成24年7月26日

文化審議会

美術品補償制度部会決定

(令和2年月5月21日 文化審議会美術品補償制度部会一部改正)

(令和2年月6月22日 文化審議会美術品補償制度部会一部改正)

1. 展覧会の概要に関する事項

- (1) 補償制度の活用による国民的利益については、展覧会の実施や作品の充実だけにとどまらない具体的な取組（小中高校生の無料化，教育普及活動等）が行われなければならない。ただし，全会場において，何らかの入場料軽減の取組が行われることを必要とする。
- (2) 以下に掲げる場合は，営利を主たる目的の展覧会とみなし，補償対象外とする。
 - ① 開催施設（美術館・博物館等）の主催者が，いわゆる貸し館としての関わりしか持たないと判断される場合
 - ② 収支予算書における入場料，借用料，企画構成費等が過大であって，その理由が適切に説明できない場合

2. 借り受ける美術品に関する事項

- (1) 美術品の評価額が特に高額である場合は，その理由，価額の算定の根拠等について，詳細な説明を求めるものとする。
- (2) 寸法，重量等が大きな作品，材質，形状等が脆弱とみられる作品等については，その展示・輸送に係る取扱い方法，留意点等を詳細に確認し，安全な展示・輸送に耐えうる作品であるかを判断するものとする。

3. 展覧会の主催者に関する事項

- (1) 実質的な責任を有していないと考えられる共催者（宣伝を主としたテレビ局，新聞社等による名義共催，作品を借り受けた美術館の求めによる名義共催，企画協力の範囲にとどまる企画会社による共催）は，政府と補償契約を結ぶ相手方としての主催者とはみなさないものとする。
- (2) 展覧会の担当学芸員が一定の経験年数を積んだ者でないと判断される場合は，その者が特別な専門性を有している場合，その他の学芸員等による特別なサポート体制が構築されている場合などを除き，担当の差し替えを求めるものとする。
- (3) 展覧会の主催実績には，補償契約を締結しようとする展覧会と同程度の規模・内容の主催実績が必要であり，主催者が複数いる場合は，原則として，すべての主催者に対しこのような実績を求めるものとする。

4. 開催施設に関する事項

- (1) 開催施設の主催実績は、原則として、補償対象にしようとする施設の竣工後（建替えや大規模な改築・改修をした場合はその後）の主催実績とする。
- (2) 空調の運用の安定性は、過去の温湿度管理データ、運転時間、制御方法等の説明により確認するものとする。安定性が確認できるデータ・書類を申請時に提出できない場合又は展覧会の会期までに空調の改修を行う場合は、具体的かつ詳細な改善方策、改善スケジュール、試行運用の実績、研修計画等を提示し、空調の安定性を明らかにしなければならない。
- (3) 新築又は大規模な改築・改修（展示室の区画、空調の配管等の変更を伴うもの）が行われた施設は、施設運用が安定すると認められるまでは、補償対象にしないものとする。この場合、新築の施設については、施設の運用（展覧会の開催）実績がないことから、特に厳格に対応するものとする。

5. 展示・運搬（輸送）に関する事項

- (1) 海外から借り受ける美術品については、その運搬にクーリエが同行し、第一会場での開梱・展示、最終会場での撤去・梱包に立ち会うことを原則とする。
- (2) 美術品の保存状態の確認は、次によるものとする。
 - ① 借り手側は、展覧会の担当学芸員又は委任された保存修復家が行う。なお、国内での美術品の保存状態の確認については、委任された保存修復家に任せる場合であっても、展覧会の担当学芸員は、その場に立ち会わなければならない。
 - ② 保存状態の確認記録を作成し、確認年月日と確認者の署名を記入することとする。美術品の借り受け時に作成した保存状態確認記録（コンディション・レポート）を原簿として、会場での状態確認と返却時の状態確認を行う。
 - ③ 美術品の保存状態の確認は、貸手及び借り手の両者で行い、コンディション・レポートに署名するものとする。ただし、例外として貸手が信用のある海外の美術館である場合は、貸手の美術館の専門職員が借り手側の委任を受けた指定代理人として、当該美術館からの搬出時及び搬入時における美術品の保存状態の確認を行うことができる。また、国内の運搬で貸手が借り手に委任した場合は、借り手のみの確認で足りることとすることができる。なお、一方のみの確認とする場合、梱包直前及び開封直後の美術品の状態を、写真等により記録することを強く推奨する。
 - ④ 巡回展の場合は、同一の学芸員又は委任された保存修復家が各施設で確認するか、次の施設の確認者が前の施設からの搬出前の状態確認に立ち会うなど、内容の引継ぎが確実に行われるようにするものとする。
- (3) 美術品を施設内の温湿度環境にならずシーズニングの期間については、原則として、24時間以上とする。この場合、航空便や気候の変動が大きい地域間の輸送については、特に厳格に取り扱うものとする。

6. 実施報告書に関する事項

展覧会主催者は、展覧会終了後3か月以内に実施報告書を提出するものとする。実施

報告書には開催結果（開催概要，本制度の利用による国民的利益に関する取組結果，事故発生の有無，今後の改善点等）を記載し，あわせて展覧会の収支決算書を提出する。特に，事故発生の有無については，軽微な事故やヒヤリハット事例も含め，損害額の多寡にかかわらず，公表を前提に報告書に記載するものとする。なお，報告書に記載すべき事項については，申請時に所有者の了解を取り付けておくこと。

以上